

独立行政法人大学評価・学位授与機構教員の任期に関する規則

平成17年12月21日

規則第4号

最終改正 平成19年3月12日

(目的)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定めて雇用する教員の職等)

第2条 任期を定めて雇用する教員の職等は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 別表任期の欄に定める任期及び再任に関する事項の欄に定める再任の場合の任期（以下「別表の任期」という。）の期間内に、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号）第21条に基づく定年により退職することとなる日を迎える場合の任期は、別表の任期の年数にかかわらず、当該定年により退職することとなる日までとする。
- 3 任期の途中において、昇任又は降任する教員の任期は、当該昇任又は降任の日の前日における職にかかる残任期間の有無にかかわらず、当該昇任又は降任の日から前2項の規定を適用するものとする。

(労働契約)

第3条 前条に基づく雇用を行う場合は、機構と当該雇用される教員との間で、任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(退職)

第4条 前条に基づき任期を定めて雇用されている教員は、当該任期中（当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。）であっても、その意思により退職することができるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、施行日以降に新たに雇用する教員及び昇任又は降任する教員に適用する。
- 2 この規則施行の際、改正前のこの規則の規定により雇用され、施行日の前日から引き続き同一又は同等の職に在職する教員については、改正後のこの規則の規定により任期を定めて雇用されていたものとみなす。この場合において、施行日の当該教員の任期は、

改正後のこの規則の規定による当初任期から改正前のこの規則の規定による雇用の初日から施行日の前日までの雇用期間を差し引いた期間とする。

別表（第2条関係）

所属	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
評価研究部	教授	5年	再任可 ただし、1回までとする。	法第4条第1項 第1号
学位審査研究部	准教授			
国際連携センター	助教			